

令和4年9月定例会

総務委員会説明資料(その2)

徳島県警察本部

目

次

I	提出予定案件	1
1	一般会計予算	1
(1)	歳入歳出予算	1
ア	総括表	1
イ	主要事項説明	2
2	その他の議案等	3
(1)	条例案	3
ア	徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3
(2)	専決処分の報告について	5
ア	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	5
イ	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	6

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							一般財源
				特 定 財 源							
				国支出金	使・手	財 収	繰入金	諸収入	反則金	地方債	
警察本部	22,093,106	30,327	22,123,433	553,631	1,073,350	42,155	769,000	143,526	80,000	427,000	(30,327) 19,034,771

() 内の数字は補正額の財源の再掲である。

イ 主要事項説明

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
公安委員会費	12,612		12,612	
警察本部費	17,707,348	30,327	17,737,675	① 管理運営費 (30,327)
警察施設費	994,759		994,759	
運転免許費	732,129		732,129	
恩給及び退職 年金費	10,689		10,689	
警察活動費	2,635,569		2,635,569	
計	22,093,106	30,327	22,123,433	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(ア) 改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務の制度が設けられるとともに、警察法（昭和29年法律第162号）の一部が改正され管理監督職勤務上限年齢に達している特定地方警務官（※1）に係る特定任命（※2）の制度が設けられた。

本県においては、職員の定年等に関する条例（昭和59年徳島県条例第41号。以下「定年条例」という。）の一部が改正され、職員の定年が65歳に段階的に引き上げられるとともに、これらの制度が導入されることとなる。

このことを踏まえ、定年前再任用短時間勤務警察職員の給与を定めるとともに、年齢60年を超える国家公務員に係る給与に関する特例を設ける等の措置が講ぜられたことに鑑み、旧定年（60歳）以後の警察職員の給料月額等について、同様の措置を講ずるため、所要の改正を行う必要がある。

※1 その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き、警視正以上の階級にある警察官となった職員等

※2 特定地方警務官としての在職に引き続き、その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官に任命すること

(イ) 改正の概要

a 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年徳島県条例第27号）の一部改正について

(a) 定年前再任用短時間勤務警察職員の給料月額、諸手当等について定める。

(b) 当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後の警察職員の給料月額は、給料表の職務の等級及び号俸に応じた給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。

(c) 管理監督職勤務上限年齢制による降任等をされた警察職員には、当分の間、特定日以後、(b)の給料月額のほか、当該降任等の前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額と(b)により特定日に受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給する等、必要な規定を整備する。

(d) 特定地方警務官のうち特定任命により警察職員となったものには、当分の間、特定日以後、(b)の給料月額のほか、当該特定任命の前日に受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額と(b)により特定日に受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

b 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第30号）の一部改正について
定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、所要の整理を行う。

(ウ) 施行期日等

この条例は、令和5年4月1日（地方公務員法及び定年条例の一部改正の施行の日）から施行することとした。

暫定再任用警察職員の給料月額を定める等、所要の経過措置を講ずる。

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
美馬市在住 1名	533,428円	令和3年12月6日	美馬市地内	令和4年8月24日	人身	美馬警察署
		公用二輪車が三叉路交差点を左折中、対向車両と衝突したもの				
徳島市在住 1名	298,430円	令和4年3月12日	小松島市地内	令和4年8月24日	物損	小松島警察署
		事故処理車の赤色灯がアパートの外壁に衝突したもの				
鳴門市ほか在住 3名	123,018円	令和4年3月22日	板野郡北島町地内	令和4年8月24日	物損	徳島板野警察署
		左折のため停止中の車両に、捜査車両が追突したもの				
計	954,876円					

イ 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
 専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
阿南市在住 1名	22,000円	令和4年3月11日	小松島市地内	令和4年8月24日	物 損	小松島警察署
		交通事故捜査中、車載のSDカードの取り出し方を誤り、データを毀損したもの				
徳島市在住 1名	165,000円	令和4年6月7日	板野郡松茂町地内	令和4年8月24日	物 損	交通指導課
		押収したオートバイを押して移動中、制服の金具部分が接触し、車体に傷をつけたもの				
吉野川市在住 1名	22,000円	令和4年6月29日	吉野川市地内	令和4年8月24日	物 損	阿波吉野川警察署
		職員が開放した家屋のドアが、風に煽られ閉まった衝撃で破損したもの				
計	209,000円					